

新	旧
<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。</p>	<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

（検討）

- 3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合限り、端数処理を行つて表示することができる。

一～五（略）

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

1～7（略）

8 削除

旧

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一～五（略）

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

1～7（略）

8 β

	原価及び利潤の 前々算定期間の β	原価及び利潤の 前算定期間の β	原価及び利潤の 算定期間の β
算定式			
上記算定式を用 いる理由			
算定式に代入す る入力値			
β			

注1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第

2 号に掲げる機能をいう。

2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。

3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は「1」と記載すること。

5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

7 接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に交換する式を備考欄に記載すること。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP転送機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：秒)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役割で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MNP転送機能の接続料

接続料	項目	数値 (単位：円)	備考
	原価		
	利潤		
	需要		

- 注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：回数)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注 1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第

4 号に掲げる機能をいう。

2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。

3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は「1」と記載すること。

5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際にを行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
計																				
利潤 (単位：円)																				
需要 (単位：秒)																				
(原価＋利潤) ÷ 需要																				
当該機能による使用回数																				
接続料単価																				
備考																				

注1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

- 2 (1)から(11)までの設備区分にすることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。
- 3 「需要」の欄は、通信時間を記載すること。
- 4 設備区分ごとの欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「接続に係る役割による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 5 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役割で当該設備区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。
- 6 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 7 「当該機能による使用回数」及び「接続料単価」の欄は、設備の使用の態様を考慮して複数の役割種別ごとの接続料を設定する場合は、当該役割種別ごとに記載すること。
- 8 注4から注7までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
計																				
利潤																				
需要																				
接続料 (相当額)																				

注1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

- 2 (1)から(11)までの設備区分にすることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

役務別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務							
	音声伝送役務			データ伝送役務				
	音声伝送交換機能	MNP転送機能	SMS伝送交換機能	その他	合計	データ伝送交換機能	その他	合計
電気通信事業固定資産	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値
有形固定資産 (帳簿価額)								
機械設備								
空中線設備								
通信衛星設備								
端末設備								
市内線路設備								
市外線路設備								
土木設備								
海底線設備								
建物								
構築物								
機械及び装置								
車両及び船舶								
工具、器具及び備品								
休止設備								
土地								
リース資産								
建設仮勘定								
有形固定資産合計								
無形固定資産								
海底線使用权								
衛星利用権								

役務別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		
	二種指定設備	二種指定設備以外	合計	二種指定設備	二種指定設備以外	合計
電気通信事業固定資産	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値	期平均値
有形固定資産 (帳簿価額)						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
有形固定資産合計						
無形固定資産						
海底線使用权						
衛星利用権						

機能別運転資本計算表 (レポートページの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP 転送機能に係る運転資本の額	SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本 (年額)				
接続料原価				
一) 減価償却費				
二) 固定資産除却費				
三) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 2 (データ伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

機能別運転資本計算表 (レポートページの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP 転送機能に係る運転資本の額	SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本 (年額)				
営業費				
一) 減価償却費				
二) 固定資産除却費				
三) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 2 (データ伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。